

## 認定取消し事業者情報

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第46条第4項ニ

(1)	取消しに係る認定事業者の氏名又は名称及び住所	Dunhua City Fuxing Agricultural Products Co., Ltd.
		1 Group, Xinlin Street, Minzhu Road, Dunhua City, Jilin Province, China
(2)	取り消した認定に係る農林物資の種類	有機農産物
(3)	取り消した認定に係る工場、ほ場若しくは事業所の名称及び所在地又は流通行程並びに当該流通行程における生産業者等の氏名若しくは名称及び住所	Lou Shang Farm
		Loushang Village JingboTown, Ning'an City, Heilongjiang Province China
(4)	取り消した認定に係る認定番号	6715CN1240z1e(JP)-01
(5)	取消しの年月日	2017年5月12日
(6)	取消しの理由	検査員が圃場で使用禁止資材の使用を確認した。 認定事業者Dunhua City Fuxing Agricultural Products Co., Ltd.の行為は、認定の技術的基準に基づいておらず、有機農産物の日本農林規格第4条も満たしていない。 検査報告書、証拠写真、矛盾した改善資料の内容から当該行為は故意であると判断した。これは弊社業務規程・違反区分基準、第2条2の認定の取消しの条件にあたることから、認定を取り消すことにした。

閲覧及び提供期間：

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第46条第4項ホ(3)

ハ又はニに掲げる事項の閲覧及び提供認定事業者が格付に関する業務を廃止する日又は認定の取消しをする日から一年を経過する日までの間